

2018年 輸送安全報告書

伊豆急東海タクシー株式会社

I はじめに

当社は、最大の使命である「安全の確保」を最優先し、地域社会やお客さまから信頼される企業を目指しております。

このたび、昨年度の当社の安全に関する取り組みを報告させていただきます。引き続き運行の安全およびお客さまに対するサービスの質を向上していくため、皆さまからのご意見、ご要望をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

取締役社長 大戸敏宏

II. 安全に関する基本方針

輸送の安全に関する基本方針は次のとおりです。

- 1 経営トップは、輸送の安全確保に主導的な役割を果たし、安全管理体制を構築する。
- 2 日常の点呼や社内会議を通じ、従業員に輸送の安全確保が最重要であることを認識、徹底させる。
- 3 関係法令および社内規則を遵守する。
- 4 経営トップ以下、全従業員が一丸となって、絶えず安全性の向上に努める。
- 5 輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

III. 安全確保のための具体的取り組み

基本方針に基づき策定した安全重点施策の期間中における取り組み状況は次のとおりです。

1 安全運転基本動作の励行

安全は全てに優先します。役職員は関係法令を遵守しお客さまの安全確保に努めました。



経営層による職場巡回の実施

経営トップや本社部門による営業所の安全管理、車両整備状況等の確認を目的とした職場巡回を実施し、乗務員点呼、車両、営業所および車庫施設の点検等を行いました。【毎月実施 4営業所延べ33回】



厳正な乗務員点呼の実施

乗務員点呼に関し、始業時には、管理者が対面で健康状態の確認、注意事項の伝達を行ない、終業時には安全に関する情報の報告を受けるなど、安全運行に必要な確認を確実に行いました。



アルコール検知器による検査

乗務員は始業時、終業時ともに点呼時に管理者と対面でアルコール検査を行いました。

全4営業所のアルコール検知器は、測定時の顔写真データを測定記録とあわせて保管しているほか、同検査の個人認証をIC免許証で行うことができる機器を導入しており、厳格なアルコール検査および運転免許証の不携帯の防止を徹底いたしました。



車両更新の推進

車両故障等の未然防止および地球環境保護のため、省エネ車両の導入を進めています。

本年度は既存車両6台をガソリンハイブリッド車両に更新いたしました。

2 危険箇所および事故情報の共有

安全に関する情報の連絡体制を周知・徹底し、危険箇所および事故情報など必要な情報を役職員間で共有し、事故の未然防止・再発防止に努めました。



事故の再発防止対策の協議

安全輸送を推進するため、定期的に事故審議会を開催し、経営トップや本社部門、営業所所長、労働組合役員間で事故の再発防止、撲滅について協議いたしました。【5,8,11,2月】

3 安全最優先の意識の向上

安全に関する教育訓練を着実に実施し、役職員の資質の維持向上に努めました。



安全・接客講習の開催

外部講師を招聘し、乗務員および操車係の全員を対象に事故防止等の安全教育および接客サービス向上を目指した安全安心CS研修を実施し、安全意識や接客スキルの向上に努めました。

乗務員:12月18日～21日、1月23日

操車係:6月28日、7月4～5日



ドライブレコーダーの活用

営業車両へ設置したドライブレコーダーのデータは、事故発生時の検証や安全運転意識の高揚などに活用いたしました。



バックセンサーの増設

未設置車両の後部バンパーにバックセンサーを設置し、後退時の事故防止に努めています。

ご意見・ご要望ダイヤル設置

安全・安心に関する内容はもとより、当社サービス全般に関し、お客さまの声をいただくための専用ダイヤルを設置しています。

IV. 安全に関する目標と達成状況

(1) 前年度(2017年度)の目標の達成状況

- ① 重大事故 目標0件に対し、実績0件
- ② 物損事故 目標対前年比14%減少に対し、実績54.3%増加
(前年35件に対し、本年54件発生)

(2) 本年度(2018年度)の目標

- ① 重大事故 目標0件
- ② 物損事故 目標対前年比35%減少(発生35件以下)

※ 安全最優先の意識の徹底、前年度増加した後退時の物損事故の防止対策強化などにより、目標達成を目指します。

V. 事故の発生など安全に関する情報

(1) 事故に関する報告

期間中、報告を要する重大事故はありませんでした。

(2) 安全に関する情報と改善措置

① 稲取営業所への立ち入り監査

2017年8月30日、稲取営業所に静岡運輸支局による立ち入り監査がありました。監査の結果運転者に対する指導監督が不適切であった旨の警告書を拝受しましたが、同年12月13日の呼出監査時に対策済みである改善報告書を提出、受理されました。

② 道路運送法の違反事例

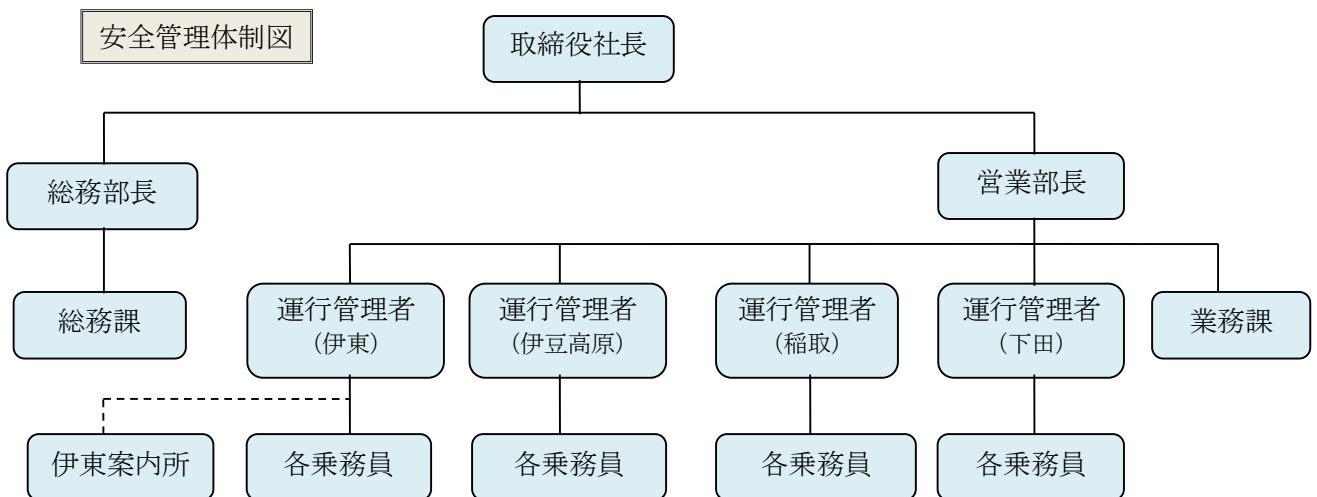
2018年3月3日、伊東営業所で道路運送法違反に該当する事案を惹起し、3月22日中部運輸局による同営業所への立ち入り監査がありました。

乗務前点呼時のアルコール検査において、アルコール反応を有する運転者に早朝の予約運行を行わせた事案で、直ちに次の対応を図り、再発防止に努めております。

- ・全運転者、操車係を対象に経営層による本件事例の周知および法令順守の重要性に関する臨時の研修会を開催
- ・アルコール検知方法の見直しおよび関係するルールの整備
- ・運転者等に対する法令順守の重要性に関する定例教育の追加
- ・無理な運行を防止するための予約の受け方に関するルールの制定および周知

VI. 安全管理体制

社長を最終的な責任者として次のとおり安全管理体制を構築し、各責任者の輸送の安全に関する責任・権限を明確にしています。



VII. お客様へのお願い

安全報告書の内容や、当社の安全に関する取り組み、その他のご意見・ご要望については、

《ご意見、ご要望ダイヤル》

0800-200-3661 (フリーダイヤル)

営業時間：9時30分から17時00分(定休日：日曜日)

にてお伺いいたします。お気軽にご連絡いただければ幸いです。